戸建住宅におけるＶ２Ｈ普及促進事業の

助成金申請に係るよくある質問・回答

2025年７月２５日作成

目次

１　申請について……2
２　申請書類について……5
３　申請要件等について……7
４　国等の補助金併用について……9
５　助成対象Ｖ２Ｈについて……11
６　増額申請について……12
７　助成対象経費について……15
８　事前申込後の変更について……18

目次へ戻る

1　申請について

No	お問い合わせ内容	回答
1	事前申込の方法を教えてください。	V2H の売買契約又はリース等の契約を締結する前に、事前申込を行ってください。 申請後、公社からの事前申込受付のお知らせをもって受付完了となります。 ※事前申込の有効期限は事前申込受付日から１年となります。
2	事前申込前に V2H を「設置済み」だと助成対象になりませんか？	助成対象になりません。 ただし、令和７年４月１日から令和７年６月３０日までに契約完了したものについては、令和８年３月 31 日までに事前申込を行い、事前申込有効期限以内に交付申請（兼実績報告）を行えば助成対象になります。
3	事前申込前に V2H を「契約済み」だと助成対象になりませんか？	助成対象になりません。 ただし、令和７年４月１日から令和７年６月３０日までに契約したものについては、令和８年３月 31 日までに事前申込を行い、事前申込有効期限以内に交付申請（兼実績報告）を行えば助成対象になります。

1　申請について

4	申請は販売業者等に代行してもらうことも可能ですか？	手続き代行は可能です。 交付要綱及びその他公社が定める申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。 また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。 ※ 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。 ※ 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんのでご注意ください。
5	交付申請（兼実績報告）の方法を教えてください。	V2H 設置完了（※）後に交付申請（兼実績報告）を行ってください。 ※設置日の定義については、「1　申請について」の No6 をご確認ください。

1　申請について

		提出期限は、次のいずれか早い日となります。 一 事前申込有効期限（事前申込受付日から１年） 二 令和 10 年９月 29 日
６	何をもって「設置日」とするのですか？	本事業では、領収書等の V2H の購入の事実を証する書類に記載された領収日を、V2H の設置に係る支払が完了した日として、これを「設置日」とみなします。
７	戸建で事務所の家に V2H を設置したいが、法人、個人どちらで申請をしたらよいですか？	法人、個人どちらの名義でも申請可能です。

目次へ戻る

目次へ戻る

２　申請書類について

No	お問合わせ内容	回答
１	提出書類を教えてください。	手続きの手引きをご確認いただき、それぞれ準備のうえ、ご提出ください。
２	本人確認書類として住民票もしくは印鑑登録証明書でもよいですか？	問題ありません。 ただし、それらの書類に関して交付申請（兼実績報告）日時点で発行されてから６か月以内である必要があります。
３	登記事項証明書はいつ取得したものでもよいですか？	交付申請（兼実績報告）日時点で発行されてから６か月以内である必要があります。またオンラインで取得したものでも問題ありませんが、法務局の角印が印字されている必要があります。
４	建物の登記事項証明書は１枚目だけ提出すればよいですか？	法務局の角印が捺印（オンラインであれば印字）されているページも含め全てご提出ください。
５	登記情報提供サービスで取り寄せた登記事項証明書でもよいですか？	不可です。 法務局の角印が捺印（オンラインであれば印字）された登記事項証明書が必要です。
６	見積書に必要な項目が記載されていれば、参考様式を使用しなくてもよいですか？	必ずしも参考様式を使用する必要はありません。 見積書に必要な項目は以下の通りですので、ご確認ください。 ①見積書に発行者（販売事業者）の捺印があること ②対象機器設置場所住所が明記されていること ③「宛先（注文者）」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器等のメーカー名、型式が正確に記載されていること ⑤対象機器等の金額（機器費及び工事費、消費税・諸経費含ま

２　申請書類について

		ず）が明確に記載されていること
７	交付申請（兼実績報告）時の契約書は電子でも可能でしょうか。	電子契約書でも可能です。 ※電子契約書であり、印紙を省略している旨の記載があるものに限ります。

目次へ戻る

３　申請要件等について

No	お問合わせ内容	回答
１	助成対象者について教えてください。	助成金の交付対象となるＶ２Ｈを都内の戸建住宅（※）に設置する個人もしくは事業者です。また、これらの方へ貸与するリース事業者様もご申請いただけます。 ※戸建住宅の定義はＮｏ３をご確認ください。
２	個人の場合で、東京都内に戸建住宅を所有していれば、住民票が東京都外でも助成対象者になりますか？	助成対象者になります。 本人確認書類は「手続きの手引き」をご確認ください。
３	戸建住宅の定義を教えてください。	「戸建住宅」とは、設置対象の建物がマンション等の集合住宅でなく、建物の全部事項証明書（登記簿）の表題部にある種類が「居宅」であるものとし、主たる用途が併記されている場合は種類によって認められるケースがございます。 （※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問合せください。） ※「居宅・共同住宅」「居宅・集合住宅」は助成対象外です。 詳細は「手続きの手引き」をご確認ください。
４	登記簿に家屋番号が複数ありますが、専有部分の種類が「居宅」になっていれば助成対象になりますか？	登記簿に専有部分の家屋番号が複数あるもの（区分建物）は「共同住宅」として、本事業では原則助成対象外となります。 二世帯住宅についても、区分建物として登記され専有部分の家屋番号が複数あるものは助成対象外となります。

３　申請要件等について

		「区分登記」における事業振り分けの例 ・　登記簿に「専有部分の家屋番号」の表記があり、各専有部で居宅が１件、残りが事務所や店舗等（非居住スペース）となっている ⇒ 「本事業」で申請 ・　登記簿に「専有部分の家屋番号」の表記があり、居宅が複数件ある、または共同住宅がある ⇒ 「充電設備普及促進事業」で申請

目次へ戻る

４　国等の補助金併用について

No	お問合わせ内容	回答
１	国等の補助金との併用は可能ですか？	国や区市町村が実施している補助事業との併用は可能です。 ただし、補助事業によっては、他の補助事業との併用ができない場合もありますので、必ず事前にご確認ください。 なお、国や区市町村の補助事業についての詳細はそれぞれの窓口にお問合せください。
２	国等の補助金と併用する場合の東京都の助成金の計算方法を教えてください。	（通常の助成金額） 助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の２分の１の額から当該補助金の額を控除した額とします。 計算方法は、以下の通りです。 ・助成金額＝助成対象経費×１／２ － 国等の補助金額 （上限５０万円） （増額申請の場合の助成金額） 助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額とします。 計算方法は、以下の通りです。 ・助成金額＝助成対象経費×１０／１０ － 国等の補助金額 （上限１００万円）

４　国等の補助金併用について

		なお、助成金シミュレーションツールをホームページに掲載していますのでご活用ください。
３	国等の補助金と併用した場合、東京都の助成金額が０円になりました。この場合は申請できませんか？	東京都の助成金額が０円になる場合は申請ができません。
４	V2H について東京都が実施する他の助成事業との併用はできますか？	同一機器、設備に対して東京都の複数の助成金を併用することはできません。
５	東京都が実施する V2H と蓄電池と太陽光それぞれで助成金を受け取ることは可能ですか？	可能です。それぞれで申請を行ってください。 ただし、同一機器、設備に対して東京都の複数の助成金を併用することはできません。
６	電気自動車の助成金との併用は可能でしょうか？	併用可能です。それぞれで申請を行ってください。
７	V2H の増額申請のために電気自動車（もしくはプラグインハイブリッド車）を購入した。この場合、電気自動車（もしくはプラグインハイブリッド車）の助成金申請はできないでしょうか。	電気自動車（もしくはプラグインハイブリッド車）の助成金申請も可能です。 V2H、電気自動車（もしくはプラグインハイブリッド車）それぞれで助成金申請を行ってください。

目次へ戻る

５　助成対象Ｖ２Ｈについて

No	お問合わせ内容	回答
1	助成対象となるV2Hを教えてください。	以下の要件を全て満たすV2Hが助成対象です。 ● 令和７年４月１日から令和10年９月29日までの間に都内の戸建住宅（※）に設置されるＶ２Ｈであること。 ● 中古品でないこと。 ● 助成対象者が都内の戸建住宅に設置日から継続して設置し、使用するV2Hであること。 ● 都の他のV2H助成金の交付を重複して受けていないこと。 ※本助成金において、都のV2H以外の助成金や、都以外の補助金・助成金の受給の制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。 ● 設置された日において、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」という。）の対象機種であること。 ※対象機種は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。 ※戸建住宅の定義については、「３　申請要件等について」のＮｏ３をご確認ください。
2	中古品は助成対象になりますか？	対象外です。助成対象になるのは新品に限ります。

目次へ戻る

６　増額申請について

Ｎｏ	お問合わせ内容	回答
１	増額の条件を教えてください。	以下の要件を備えた「太陽光発電システム」「電気自動車（もしくはプラグインハイブリッド車）」「V2H」が実績報告時に揃っていることです。 ●太陽光発電システム ＊発電出力が５０ｋW未満であること。 ＊設置場所が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置にあること。 ＊当該太陽光発電システムにより供給される電力を、当該太陽光発電システムを設置する戸建住宅で使用する者であること（※V2H の接続先と太陽光の受電先が同一である必要があります）。 ＊当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）のＩＥＣＥＥ－ＰＶ－ＦＣＳ制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証もしくはそれと同等以上の認証を受けていること。 ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが交付要綱別表第２に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。

６　増額申請について

		※既設でも構いません。 ●電気自動車（もしくはプラグインハイブリッド車） ＊自動車検査証の燃料の種類に「電気」又は「ガソリン・電気」であることを示す記載があること。 **※新規で購入する必要はありません。** ●V2H ＊助成対象機器が電気自動車（もしくはプラグインハイブリッド車）の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置、または自動車保管場所証明書（車庫証明書）若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に設置されること。
２	太陽光発電システムは既設でも良いですか？	既設でも構いません。増額申請において新設であるという要件はありません。
３	太陽光発電システムを当該住宅でオフグリッド（送電網などの契約がなく、独立した電気網）でポータブル蓄電池に電力を供給している場合、増額要件の対象を満たすことが出来るのか。	住宅の屋根に太陽光が設置されている場合でモジュールの保証書や工事請負契約書などの提出によって、№１の要件を満たすことが出来れば可能です。 ※ポータブル型太陽光などでは住宅に太陽光が設置されているという内容を満たさないため、対象外になります。
４	電気自動車（もしくはプラグインハイブリッド車）はすでに所有しています。それでも良いですか？	新規で購入する必要はありません。
５	電気自動車（もしくはプラグインハイブリッド車）は中古車でも良いですか？	中古車でも問題ありません。
６	増額申請の方法を教えてください。	助成金の交付申請（兼実績報告）時に「増額申請をする」を選択

６　増額申請について

		のうえ提出してください。 交付申請（兼実績報告）に併せて、増額要件を満たしていることが確認できる書類を提出してください。
７	事前申込時に増額の条件を満たしていませんが、「太陽光発電システム」の設置予定、「電気自動車（もしくはプラグインハイブリッド車）」の購入予定があります。増額申請できますか？	可能です。 事前申込時に増額要件を満たしていなくても、交付申請（兼実績報告）時に満たしていれば増額申請可能です。 交付申請（兼実績報告）時に、増額要件を満たしていることが確認できる書類を提出してください。
８	電気自動車（もしくはプラグインハイブリッド車）は契約済みですが、納車はまだです。自動車検査証の代わりに契約書等の書類で代替できますか？	不可です。 電気自動車（もしくはプラグインハイブリッド車）の所有を確認する書類は「自動車検査証」と規定しています。
９	カーポートに太陽光を設置する、もしくは設置している場合は増額要件の対象になりますか。	カーポートの太陽光も増額要件の対象になります。
１０	V2H に対応していない電気自動車を所有しています。その場合でも、要件（電気自動車（もしくはプラグインハイブリッド車）の所有、太陽光発電システムの設置）を満たしていれば増額申請は可能ですか？	可能です。

目次へ戻る

７　助成対象経費について

No	お問合わせ内容	回答
１	助成対象経費について教えてください。	令和７年４月１日以降に設置するＶ２Ｈについて、Ｖ２Ｈ本体購入費および設置工事費が助成対象経費になります。 また、**本体価格および工事費については必ず適正価格にするようにしてください。** なお、調査・確認の上、申請内容が偽りであることが判明した場合、虚偽申請とみなし、今後【公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの】となる可能性がございます。
２	V2H 本体価格に値引きがあった場合の助成対象経費は、値引き後の価格ですか。	助成対象経費は、実際にお支払いいただいた金額となるため、値引き後の価格が助成対象経費になります。
３	販売促進のためキャッシュバックを予定しています。 助成金は申請しても問題ないですか。 また、問題ない場合の申請方法を教えてください。	助成金を申請することは問題ありませんが、助成金をキャッシュバックにあてることはできません。必ず、助成対象経費からキャッシュバック分の金額を除いて申請してください。 なお、キャッシュバックを予定している場合は、交付申請兼実績報告時に提出する契約書にキャッシュバックの金額を記載してください。また、助成対象経費からキャッシュバック分の金額を除いて申請してください。
４	V2H に係る工事について、戸建ての３階に配電盤があり、１階の V2H の機器とつなげるための足場組などは工事費に含まれますか？	含まれます。

7　助成対象経費について

<table>
<tr><td>5</td><td>V2H に係る工事について、V2H をつなげるための LAN 工事は工事費に含まれますか？</td><td>含まれます。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>V2H 本体の設置に付随して必須となる V2H の通信機器や通信ケーブル等については、工事費として対象となる理解でしょうか。</td><td>含まれます。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>設置工事費について助成対象経費に含める工事項目の基準について</td><td>設置工事費に含める工事の項目は、令和５年度 CEV 補助金（V2H 充放電設備）業務実施細則の別表２の「設置場所区分が個人宅の場合」に記載された項目に従います。

▼令和５年度 CEV 補助金（V2H 充放電設備）業務実施細則の別表２の「設置場所区分が個人宅の場合」抜粋
<table>
<tr><th>No</th><th>補助対象となる
工事の項目</th></tr>
<tr><td>1</td><td>基礎工事</td></tr>
<tr><td>2</td><td>据付工事</td></tr>
<tr><td>3</td><td>本体搬入費</td></tr>
<tr><td>4</td><td>電気配線工事</td></tr>
<tr><td>5</td><td>配管工事</td></tr>
<tr><td>6</td><td>ブレーカー設置工事</td></tr>
<tr><td>7</td><td>切替開閉器設置工事</td></tr>
<tr><td>8</td><td>開閉器盤設置工事</td></tr>
<tr><td>9</td><td>雑材・消耗品、養生費</td></tr>
<tr><td>10</td><td>レイアウト検討費</td></tr>
<tr><td>11</td><td>電力会社協議費</td></tr>
<tr><td>12</td><td>小屋設置工事</td></tr>
<tr><td>13</td><td>離島への運搬費</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

7　助成対象経費について

		上記に加えて、設置に係る付属品（通信ケーブルや通信アダプター等）が設置工事費に含まれます。 【対象外となるもの】 ・廃材処理費 ・諸費用や諸経費　など 上記以外の費用を計上する際でご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

目次へ戻る

８　事前申込後の変更について

１	事前申込受付後に設置するV2Hを変更することは可能ですか？	助成対象要件を満たすV2Hに限り変更可能です。 その場合、助成金の交付申請（兼実績報告）時に変更後の内容として提出することで助成事業の変更を行うことができます。
２	事前申込時に予定していた工事内容は変更になりました。助成対象経費（設置工事費）の変更はできますか？	可能です。 その場合、助成金交付申請（兼実績報告）時に変更後の内容として提出することで助成事業の変更を行うことができます。
３	事前申込受付完了後、工事業者並びに申請代行者が変更になりました。その場合に交付申請（兼実績報告）前に何か行うことはありますか？	特段必要ありません。助成金の交付申請（兼実績報告）時に修正し、提出いただくようお願いいたします。 ただし、オンラインで申請代行者が事前申込を行った場合、変更前の代行者のメールアドレスに紐づいたアカウントとなりますので、そちらの変更は必要です。